

県立刈谷工業高校生自殺事案に関する第三者調査委員会開催要領

(目的)

第1条 平成23年6月9日に発生した県立刈谷工業高校生徒の自殺（以下「本件自殺」という。）に関する必要な検証を中立かつ公正に行い、再発防止に生かすため、県立刈谷工業高校生自殺事案に関する第三者調査委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、本件自殺に関して、次の事項について、調査・検証、提言を行う。

- (1) 生徒が自殺に至るまでの事実経過（部活動を含めた学校における出来事など）及びその事実の影響
- (2) 本事案に関する学校及び県教育委員会の対応及びそれらの検証
- (3) 上記から明らかになった事実経過及び考察から、自殺防止対策及び学校・県教育委員会の対応の在り方に関する提言

(組織等)

第3条 委員会は、子どもに関係する事案に詳しい学識経験者、弁護士、精神科医のうち、5人以内の委員で組織する。

2 委員長は、委員の中から互選する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会の会議は原則として公開とする。

なお、関係者のプライバシーを害するおそれがあるなど、委員長が公開に支障があると判断する場合には、会議を非公開とすることができる。

ただし、この場合においても、委員長が調査委員会の会議に諮って必要と認められる者に対しては会議を公開することができる。

(調査)

第5条 委員会は、第2条に掲げる任務を遂行するために必要な範囲で、次に掲げる方法により調査を行うものとする。

- (1) 遺族及び県立刈谷工業高校の職員、生徒（過去に在籍していた職員及び生徒も含む。）、保護者並びに県教育委員会関係者等（以下、「調査対象者」という。）から事実関係や意見等に関する陳述、説明等を求めること。
 - (2) 調査対象者に対して、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写を求め、関係する現場において、説明や資料の確認を求めること。
 - (3) その他、任務を遂行するために必要となる協力を調査対象者に対して求めること。
- 2 委員会は、調査を円滑に進めるため、必要があれば、本件自殺の調査に必要な学識経験その他専門性を有する者のうちから、調査対象者から聞き取りを行う調査員を置くことができる。
 - 3 委員会は、調査を行うに当たり、調査対象者が未成年者であるときには、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情に配慮し、適切な措置を講じなければならない。

（報告、公表）

第6条 委員会は、調査を終えたときは、報告書を作成し、知事及び遺族並びに県教育委員会に対し報告する。

- 2 委員会は、本件目的についての結論及びその結論を導く根拠となった資料並びにその資料により結論を導くに至った判断経過を、報告書にできるだけ詳細かつ明確に記載する。

（守秘義務）

第7条 委員及び調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（事務局）

第8条 委員会の庶務は、愛知県知事政策局政策調整課において処理する。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月19日から施行する。